

真庭市 協働のまちづくり推進指針 改訂版

オール真庭で取り組む人が輝くまちづくり

【本編】

(案)

目次

・協働のまちづくり推進指針の改訂にあたって	2
・第1章 指針策定の背景と目的	
1 なぜ「協働のまちづくり」か	3・4
2 何のための指針か	5
3 「協働のまちづくり」はみんなでつくるもの	6
・第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方	
1 協働のまちづくりの基本原則と方法	7・8
2 協働のまちづくりのイメージ（方法）	9
3 協働のまちづくりのイメージ（補完性の原理）	10
4 協働の方法（概要と効果）	11・12
5 協働の類型	13
・第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策	
1 協働のまちづくり推進のための5本柱と具体的な施策	14
(1) 市民活動団体の活性化	15
(2) 住民自治の促進	16
(3) 市民と行政のコミュニケーション促進	17
(4) 協働を推進するための市の体制づくり	18
(5) 協働を実践する場づくり	19

協働のまちづくり推進指針の改訂にあたって

平成19年3月に策定された「協働のまちづくり推進指針」は、真庭市の未来を見据え、市民と行政が心を合わせて取り組む協働の礎となっていました。時代の歩みとともに、社会は大きく変化し、少子高齢化や人口減少、デジタル化の進展、環境問題など、私たちの地域も新たな課題に直面しています。一方で真庭市内では蒜山高原をはじめとする豊かな自然を資源として生かしたCLT、バイオマス、生ごみの液肥化など循環型社会への取り組みや、GREENable HIRUZEN（グリーナブルヒルゼン）など地域のシンボルを中心とした新しい文化的価値も生まれ、真庭市ならではの魅力が一層輝いています。

こうした時代の変化に対応し、自然と人、伝統と革新が調和するまちづくりを実現するためには、行政、市民、地域団体、企業、教育機関及びNPOに加え、農林業、観光業及び芸術文化といった多様な分野のみなさんが、それぞれの知恵や力を持ち寄り、互いに支え合い、学び合うことが不可欠です。こうした「オール真庭」の気持ちで、多様な価値観や生き方を認め合い、誰ひとり取り残さない共生社会の実現を目指し、次世代に誇れるまちを目指すために、これまで以上に市民一人一人が主役となり、みんなで一緒に未来を創り上げていく。その歩みこそが、真庭らしい協働のかたちです。

今回の改訂では、こうした「オール真庭」による共創・協働を基本に据え、共生社会の実現を目指して、現在と未来の社会変化を踏まえた持続可能で多様性のある新しい地域社会の実現に向けての改訂となるよう、これまでの協働の振り返りと未来の真庭市に向けて市民アンケート、NPOや地域づくりに取り組む方へのヒアリング、そして市民、行政それぞれによるワークショップで議論した結果を踏まえて作成いたしました。

この指針が、世代や立場を超え、市民のみなさま誰もが力を発揮できる「真庭づくり」への力強い一步となることを願っています。



第1章 指針策定の背景と目的

1 なぜ「協働のまちづくり」か

かつて地域では、結（ゆい）や寄合（よりあい）などのしくみで「困ったときはお互いさま」が当たり前でした。けれど今、状況は大きく変わっています。

人口が減り
高齢化
が進む

行政の
財源も
限られる

- ・若い世代の転出が続き、2040年には3人に1人が65歳以上になる見通し
- ・地域行事や自治会の役割を担う人が足りなくなっている

- ・税収は減る一方で、高齢者福祉や災害対策の費用は年々増加
- ・行政だけでは、きめ細かなサービスをすべて賄えなくなりつつある

暮らし方
が多様化

複雑な
課題が
同時に
押し寄せる

- ・共働きやリモートワーク、副業などで生活時間がバラバラ
- ・隣近所の顔を知らない、頼る先が見つけにくい、といった声が増える

- ・気候変動による災害、空き家の増加、子育てや介護の負担など、分野横断の課題が同時に起きている

第1章 指針策定の背景と目的

1 なぜ「協働のまちづくり」か

こうした背景を踏まえると、「人も財源も減る時代に、地域を支える最後の砦が“協働”である」という現実が見えています。行政、地縁組織、企業、NPO・市民団体、学校、移住者・外国籍の方々など、対話により立場や世代をこえて力と知恵を持ち寄る——それが協働のまちづくりです。



協働は「行政の肩代わり」でも「善意任せ」でもありません。

- ・行政は制度や情報、基本的な財源を用意する
- ・市民や団体は現場感覚や専門性、アイデアを提供する
- ・成果と責任はみんなで共有する

限られた人とお金でも“真庭らしい暮らし”を守り、未来につなげることができます。だからこそ今、協働が必要です。

第1章 指針策定の背景と目的

2 何のための指針か

(1) 「みんなで築くまちづくり」の実現 --- そのために指針が果たす4つの役割 ---

私たちが目指すのは「行政まかせ」「一部の熱心な人まかせ」ではなく、子どもから高齢者まで、企業もNPOも移住者等も、誰もが肩を並べて“まちづくりの当事者”になることです、そのゴールに向かう羅針盤として、本指針は次の4つを担います。



なぜ今協働が必要なのか、暮らしとの関わりを身近な言葉で示し、「やってみよう」の共感を広げる



相談窓口、事業化の手順、費用負担や情報公開のルールを明確にし、初めての人でも迷わず参加できる土台を作る



行政、地縁組織、NPO・市民団体、企業、学校など、それぞれの強みと困りごとを“見える化”し、適材適所の役割分担を進める



重点テーマなどを掲げ、「次に何をするか」を明確にし行動を後押し。この指針により、「みんなで築くまちづくり」という総合計画の理念実現を目指す

第1章 指針策定の背景と目的

3 「協働のまちづくり」はみんなでつくるもの



めざすもの
まちはみんなでつくるもの



今までの行政主導によるまちづくり

地方分権の流れ／多様化・高度化した市民ニーズ
／市民の自治意識の向上

市民と行政による協働のまちづくり
対等・知恵・役割・責任・補完

市民満足度の高いまちに／地域課題が解決される／魅力あるまちづくりに
／地域が活性化する／市民文化の高まり／自己実現をめざすなど

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

1 協働のまちづくりの基本原則と方法

いろいろな市民ニーズに応えたり、地域課題を解決したりするために、市民と行政が対等なパートナーとして、協働で取り組む場合の基本原則や協議の方法を参考に示します。

(1) 協働の基本原則

市民と行政が協働するにあたって尊重する基本原則

対等

協働で事業を行うためには、双方が対等の関係であることが原則となります。パートナーとして対等な立場で対話し、信頼と協力関係を築きながら協働を進めていきましょう。

自主性

市民活動が自主的に行われることを尊重し、個人や団体の持つ長所や意思を尊重することが大切になります。

自立（自律）性

依存や、なれ合いの関係ではなく、双方が常に自立（自律）した存在として適度な緊張感のある中で、役割分担や責任感を持って事業を行うことが必要です。

相互理解

相手の立場や、長所や短所を理解し、お互いが苦手とする所を補い合うことで、より実りのある事業を行うことができます。

目的共有

「今、なぜ、この課題を解決しなければならないのか、そのために何をやらなければならないのか、いつまでに、どこまでやるのか」といった目的や目標の明確化と共有が必要です。

情報共有

事業を実施する上で、必要な情報を収集し、お互いに情報を共有することで、事業内容に反映させることができます。

情報公開

協働を行う両者の関係が、第三者からもよく分かる開かれたものでなければいけません。だれでも事業の中身を見ることができ、透明性の高い事業を行うことで、理解や協力も得られ、大きな成果を上げることができます。

事業評価

協働で行った事業内容について、きちんと事業評価をすることで、改善点などが明確になり、次のステップにつなげることができます。

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

1 協働のまちづくりの基本原則と方法

実際に協働で事業を行う場合には、さまざまな方法があります。協働の基本原則のもとに、状況に応じて次の方法で実施していきましょう。

(2) 協働の方法

共催・ 実行委員会等

行政と団体などが協力して同列で事業を行うこと。実行委員会や協議会などを立ち上げて事業を行う場合もあります。あるいは、どちらか一方が主体となり、もう一方が協力する場合もあります。

事業協力

事業を行う際に、行政の支援を受けて行うこと。場所の提供、広報活動、物質的支援を伴うこともあります。行政などの名義を使用することで対外的に信頼性を高めるために行なうことが一般的です。

委託

本来は行政が行なうべき事業を、他の団体の特性や能力を活かすことにより、行政を上回る専門性、効率性などを活かして事業目的を達成するときの方法です。

情報提供・ 相談・助言

市民活動や協働による事業を実施する場合に、必要な情報の提供又は共有や相談・助言を行なうことです。

補助・助成

公共性が高い活動をする団体に対して、補助をすることで社会的な課題を解決していく方法です。自主性を尊重し、自立化を促すような配慮が必要となります。

公共施設利用

社会的な課題解決に向けた取り組みを行う団体に、会議や作業の場を提供することです。公共施設の目的外使用許可、指定管理者制度、指定地域共同活動団体制度なども含まれます。

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

2 協働のまちづくりのイメージ（方法）

協働のまちづくりは、市民（個人）でできることは市民で、市民でできないことは地域や団体が、地域でできないことは行政が連携・協力し合いながら行う「補完性の原理」を基本としています。まちづくりにおける多様なプレイヤーが、補完し協力しながら、進めていくことが大切です。

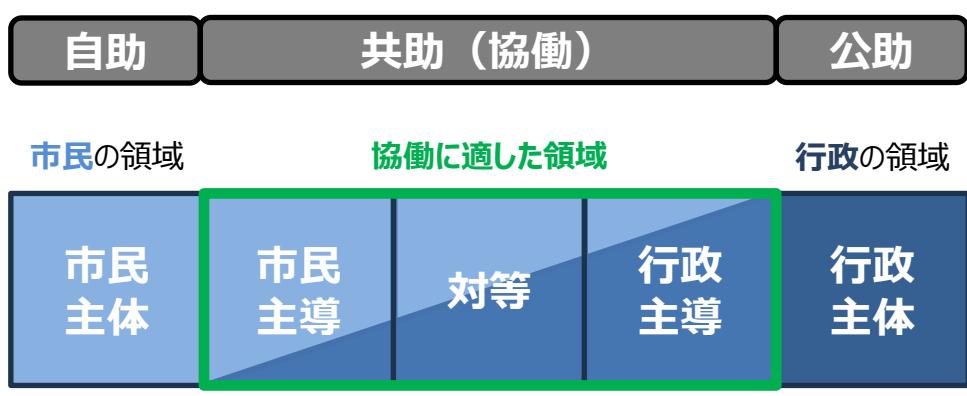
市民主体：市民の責任と主体性により行われる領域

市民主導：市民の主体性のもと行政と協力して行われる領域

対等：市民と行政がそれぞれの主体性のもと協力して行われる領域

行政主導：行政の主体性のもと市民の協力を得て行われる領域

行政主体：行政の責任と主体性により行われる領域



それぞれの領域に適した手法



自助：市民自らが取り組むこと

共助：地域住民、NPO、自治会、企業、行政など連携しながら行うこと

公助：行政が主体となって制度・財政・専門性で支えること

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

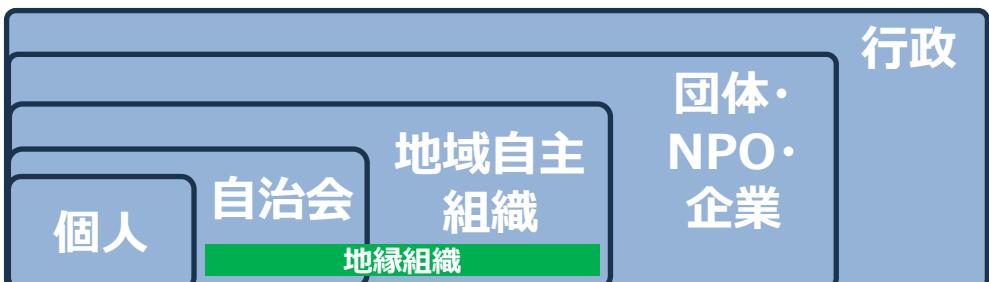
3 協働のまちづくりのイメージ（補完性の原理）

協働のまちづくりは、市民（個人）でできることは市民で、市民でできないことは地域や団体が、地域でできないことは行政が連携・協力し合いながら行う「補完性の原理」を基本としています。まちづくりにおける多様なプレイヤーが、補完し協力しながら、進めていくことが大切です。

協働のまちづくりを担うプレイヤー



市民一人一人に出番がある



第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

4 協働の方法（概要と効果）

協働の形態	概要	効果
共催	共通目的の達成のため、市と協働のパートナーの両者が主催者となって事業を行います。	<ul style="list-style-type: none">・協働のパートナーの特性やネットワークを生かした事業展開が可能・協働のパートナーを通じ市民意見を反映した事業が実施可能・相互理解や協力関係が促進されます。
実行委員会	市民や団体の代表者等と市で構成された「実行委員会」や「協議会」が主催者となって事業を行います。	<ul style="list-style-type: none">・さまざまな市民の参加が可能となり、構成員の専門性や地域性、ノウハウやネットワークを生かすことが可能・相互理解や協力関係が促進されます。・構成員の交流・連携が図れ、市民活動の活性化につながります。
事業協力	市と協働のパートナーがお互いの特性を生かし、一定期間、継続的な関係のもとで事業を実施する形態です。一方が主導的に実施する事業に対し他方が補完的に協力するものや両者が共に実施するものなどがあります。	<ul style="list-style-type: none">・相互の特性が生かされ、効果的・効率的な事業展開が可能・市と協働のパートナーとの継続的な協力関係が構築されます。
業務委託	専門性、先駆性、柔軟性などといった特性を持つ協働のパートナーに業務委託し、より効果的な取組を進めるための形態です。（R7.12から一定の要件を満たした団体に随意契約が可能となりました。= 指定地域共同活動団体制度）	<ul style="list-style-type: none">・協働のパートナーが持つ特性や能力を生かすことで市にはない創造性や先駆性が期待でき、ニーズにあった市民サービスの提供が可能・専門性・柔軟性が発揮され、きめ細やかなサービスを提供可能・市の事務と関連する特定地域共同活動を委託することにより、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民福祉の増進を一層図ることが可能

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

4 協働の方法（概要と効果）

協働の形態	概要	効果
情報交換・情報提供・相談・助言	市と協働のパートナーの両者が持っている情報を意見交換等により、提供・共有し、活用し合う形態。協働事業の提案を受けたり、協働事業に関する意見を聞いたりします。	<ul style="list-style-type: none">・情報を提供しあうことで情報収集の効率化、情報の共有化が図られ、効果的な協働事業の企画立案を行なうことが可能・共有する地域課題の解決につながる事業展開が可能・協働のパートナーは、市の情報を得ることで活動の幅や可能性が広がります。
補助・助成	協働のパートナーが主体的に行なう公益性の高い事業に対して、申請に基づいて資金提供を行う形態です。	<ul style="list-style-type: none">・市が対応しにくい先駆的な事業の実施が可能となり、市民にとってサービスを受ける幅が広がります。・活動資金を提供することで、副次的に協働のパートナーの財政基盤が安定し、自主性や自立性を更に高めることが可能
公共施設利用	指定管理者	<ul style="list-style-type: none">・協働のパートナーの特性が生かされ、効果的・効率的に事業を行なうことが可能・運営方法、資金の提供方法等、明確な役割・責任分担が可能
	行政財産の貸付け	<ul style="list-style-type: none">・相乗効果により、効率的かつ効果的に住民福祉の増進を一層図ることが可能

第2章 協働のまちづくりの基本的な考え方

5 協働の類型

協働の類型	概要	例
連携事業型	市民と行政が、それぞれの事業を自分の責任で行いながら、共通の目標に向けて連携します。責任の所在は、お互いにあります。	高齢者支援など、地域住民が、その地域に居住する高齢者の健康づくりや、ふれあいの場づくり、世代間交流の場を提供している事業に対して、行政が助成
参入型	市事業の一定部分を公共性の高い団体やNPOなどが担うことを意味します。責任の所在は、市にあります。	子育て支援など、子育てで悩む親を団体と行政が協働により支援することや学童保育事業
共同事業型	1つの事業を市民と行政が一緒にを行い、責任を分担します。	勝山のお雛まつり、北房コスモス街道整備、美甘夏祭り、中和ふるさと祭り、蒜山高原マラソン
側面支援型	市民が事業を行う際に、行政の側面的支援を受けて行うことです。場所の提供、広報活動、物質的支援などを伴うこともあります。責任の所在は市民側にあります。	はんざき祭り、北房ぶり市、ホタルまつりin北房など、地区住民が主体となるもの

第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

1 協働のまちづくり推進のための5本柱と具体的な施策

協働のまちづくりを推進していくために、次の5つの柱を掲げています。

市民活動の活性化

- 市民団体が活動しやすい環境の整備し、地域全体を活性化
- 地域活動を支えるリーダーや団体を育成し、持続可能な地域づくりを実現

住民自治の促進

- 住民自治を推進し、地域の課題解決に向けた住民全体の取組みを支援

市民と行政のコミュニケーションの促進

- 市民と行政が意見交換しやすい仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進

協働を推進するための市の体制づくり

- 協働を推進するための市の体制を整備し、持続可能なまちづくりを実現

協働を実践する場づくり

- 協働実現のための場を提供し、地域課題の解決に向けた取組みを推進

第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

(1) 市民活動団体の活性化

- 市民団体が活動しやすい環境を整備し、地域全体を活性化
- 地域活動を支えるリーダーや団体を育成し、持続可能な地域づくりを実現

交流の場の提供

- 市民が自由に集える場所を確保し、交流の機会を創出
- 貸付けや補助金などの仕組みを活用し、地域の交流の場を増やす

情報発信の強化

- 市民活動の好事例をWEBやSNSで発信し、活動の認知度を向上させる
- 地域内外への情報発信を強化し、外部からの関係人口を増加させる
- SNS強化とメディアリテラシー向上研修などを実施し、リスクを低減する

リーダー育成支援

- 地域リーダーを育成するための研修プログラムを推進し、特に若い世代や女性リーダーの要望には重点的に対応する
- リーダーの固定化を防ぐため定年制やローテーション制の導入を提案し、世代交代や育成のサポート体制を整備

団体の立ち上げ支援

- 市民団体やNPO設立を支援するための助成金制度を充実させる
- エリアを越えてテーマ横断で活動する団体の活動を促進し、地域の課題解決に向けた協議を推進
- 指定地域共同活動団体の活動内容などをオンライン公開し、透明性を確保

人材バンクの設置

- 地域の人材を登録する「人材バンク」を設置するなどし、地域の課題に応じた人材活用を推進
- 市民一人一人が役割を持てる仕組みを構築（見守り活動、整備作業など）

第3章 協働のまちづくり推進のための柱と実践のための施策

(2) 住民自治の促進

- 住民自治を推進し、地域の課題解決に向けた住民全体の取組みを支援

地域自主組織の維持・強化

- 自治会や地域自主組織の活動を支援するコーディネーターを配置
- コーディネーターが行政と住民の橋渡しも行う
- 地域活動を維持するための補助金を充実することで継続性確保

地域づくり委員会の支援

- 現在の単位から各地域の特性や生活圏にあった単位へと見直す
- 全住民アンケートの実態など課題を明らかにし話し合いの場を設ける
- 人と人をつなぐネットワークの構築

若い世代の参加促進

- 市内外の若者が地域の活動に参加しやすい環境（二地域居住や交流人口）を整備する（二地域居住中の住居支援・家賃補助、通うための交通費補助など）
- 小中高校生を対象にしたまちづくり教育を実施し次世代のプレイヤーを育成

相談窓口の設置

- 地域づくりに関する相談窓口を設置し、気軽に相談できる環境を整備
- オンライン相談システムを導入することで利便性を向上させる

自治会DXの推進

- 地域コミュニティにおいて、住民間や行政・住民間の情報共有等を効率化して、負担を軽減させる手法の一つとして、また、新たなサービス提供を可能とするツールとして、地域交流アプリなどデジタル技術を活用する

(3) 市民と行政のコミュニケーション促進

- 市民と行政が意見交換しやすい仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進

意見交換の場 の提供

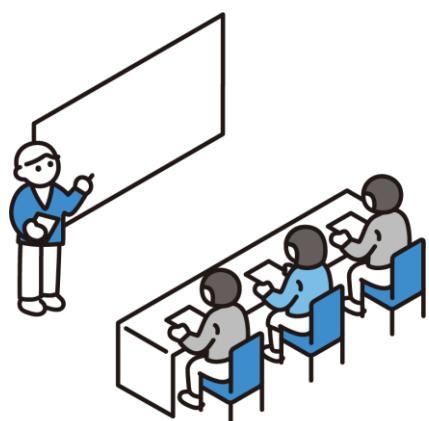
- 市民と行政が具体的に話し合える場を定期的に設ける
- 若い世代や女性の意見を市政に反映する仕組みを構築する
- 小中高大学生が行政と意見交換する場を第三者の運営で開催する
- 「聞き流し防止」のファシリテーションルール（説明→質問→回答→要約→合意）を官民による様々な会議や打ち合わせに導入

中間支援の強化

- 市民と行政をつなぐコーディネーターを設置しネットワークを拡充する
- 市民団体の活動に対する助言や資金支援を拡充する
- 地域活動に「まにこいん」ポイント制を導入し、地域活動の事業に活用できる仕組みを導入
- 「ゆっくりと関係を育む人・組織」ローカルファシリテーターを配置し、人間関係資本を醸成する
- 地域活動や地域食堂など地域に根ざした取組みを支援

情報共有の推進

- 市民同士が情報交換できる場を提供する
- 市民が取り残されないよう分かりやすい情報発信を行う



(4) 協働を推進するための市の体制づくり

●協働を推進するための市の体制を整備し、持続可能なまちづくりを実現

行政庁内の組織体制強化

- 専門性の高い職員が地域と長く繋がる体制づくり
- 地域づくりに関わる人材を一定数確保
- 部署や振興局を越えて情報共有をする庁内体制の整備
- 地域側との関係継続を重視し、人事異動時に複数人で引き継ぐ「ペア制」を導入し、築いてきた関係を組織に残すようにする

補助金制度の見直し

- モデル事業を受託した団体への補助金を拡充
- 補助金の見直しを定期に行い、使途の柔軟性を高め、協働事業の効率化を図る

イベントの実施

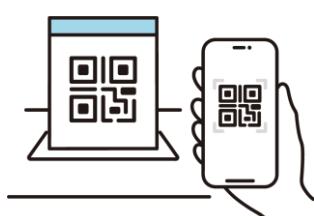
- 市全体で取り組む「真庭市市民活動デー」や「まにわ〇〇の日」を設け老若男女が参加できるイベントを開催
- 地域への愛着を醸成するようなイベントを定期に企画する
- 中高生等主体の市民参加イベントを年間スケジュール化し、若者との協働文化を醸成する

自治体DXの推進

- 市民にもわかる組織図・窓口の一覧をウェブや紙で公開し、ワンストップ相談を実現する
- フロントヤード・バックヤード改革を行い、行政文書のオンライン申請を可能にするなど効率化を図る
- データドリブンな行政経営を行い、利活用しやすいデータの整備を行う

地域社会DXの推進

- 市民活動を行うと「まにこいん」が支給されるような体制も模索し、地域内での通貨が循環できるようにする
- ドローン、RPA、自動運転、GISなどのデジタル技術で、オンデマンド交通やAI分析による獣害対策などを実現する



(5) 協働を実践する場づくり

- 協働実現のための場を提供し、地域課題の解決に向けた取組みを推進

喫緊の地域課題 への対応

- 「協業モデルパッケージ」などを策定し、手順・書式・費用例を公開
- 自主防災・防犯活動を支援し、地域の安全を確保
- 地域課題に関わる住民組織へ成果連動型報酬などを付与しモチベーションを高める

意識改革の 推進

- 市民に15年後の人団減少に関する情報を共有し、将来を見据えた施策を協働で検討する
- 人口減少に伴う課題などの危機感を共有し、自分ごととして地域課題に取り組む意識を醸成
- 行政サービスの見直しや財源確保に向けた議論を協働で進める
- 世代別の協議を実践し、地域を楽しむ仕組みを構築
- 将来的にシンポジウムやフォーラムなどの行事は目的・期待成果を事前に提示し、終了後に効果測定とノウハウをデジタルアーカイブで共有

